

## 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

新型コロナウイルスが5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。またそれに伴って学校保健安全法施行規則の一部が改正されます。以上の点を踏まえ、5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策を以下のように変更します。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 日常の教育活動について

#### （1）授業、休み時間、清掃について

- ① 生徒・教職員ともに、マスクの着用は求めないことを基本とします。
- ② 冷暖房使用時も教室などではこまめな換気を行います。
- ③ 石鹸などによるこまめな手洗いや咳エチケットなど感染リスクを下げる取り組みに留意してください。
- ④ 食事の際の黙食は必要ありません。ただし、近距離での対面による大声の会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないように留意してください。
- ⑤ 清掃の際も換気に留意します。なお、清掃担当者の負担軽減のため、自分のゴミは自宅に持ち帰るようにしてください。また、清掃担当者は終了後に手洗いを行ってください。
- ⑥ 教科の指導などで比較的感染リスクが高い学習活動（音楽、家庭基礎、体育、ディスカッションなどの対話のある授業、理科の実験など）については、換気や一定距離を確保したうえで、近距離での対面による大声の会話を控えるなど飛沫を飛ばさないように留意してください。
- ⑦ 校外学習等で、医療機関・高齢者施設等を訪問する場合には、マスクを着用してください。

#### （2）通学における配慮について

- ① 電車・バス等公共交通機関を利用する際、混雑している場合にはマスクの着用を検討してください。また大声での会話を控えるなど乗車マナーを徹底してください。

#### （3）学校行事などについて

- ① 各行事については（1）に準じた対策をとって実施します。

### 2 新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について

#### （1）日々の健康管理について

- ① 登校前に自分の体調や健康状態を確認してください。
- ② 抵抗力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

#### （2）欠席・遅刻・早退・出席停止について

（詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症に係る出欠等の取り扱いについて」をご確認ください。）

- ① 欠席、遅刻、早退する場合には、必ず学校に連絡してください。
- ② SHR で体調不良者がいないか確認を行います。
- ③ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、無理せず自宅で休養してください。なお、アレルギー疾患等の症状と区別することは困難であることから、軽微な症状があることをもって登校を制限することはありません。

(3) 体調が悪いとき、悪くなったときの対応、心のケアなどについて

- ① 登校後に体調が悪くなった場合には、生徒を帰宅させ自宅で休養するよう指導します。なお、状況によっては医療機関への受診を検討してください。
- ② 不安なことがある場合には、学級担任、養護教諭、相談係などにご相談ください。また、スクールカウンセラーに相談することもできます（原則木曜日に常駐）。

(4) 感染者が確認された場合の対応について

- ① 感染が判明した場合、当該生徒は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とします。
- ② 登校を再開する際は、「出席停止期間終了報告書」を担任へ提出してください。（「出席停止期間終了報告書」は担任から受け取るか、学校HPからダウンロードしてください。）
- ③ 発症から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用を推奨します。
- ④ 濃厚接触（相当）者の特定は行いません。そのため、感染者との接触があった者であっても自身の感染が確認されていない者は登校を控える必要はありません。
- ⑤ 感染者が学級（講座）の概ね20%となった場合、学級（講座）閉鎖を検討します。
- ⑥ 学級（講座）閉鎖等が生じた場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させます。

### 3 班活動について

(1) 基本的事項

- ① 手洗い、咳エチケット、こまめな換気などの感染リスク避ける取り組みを徹底します。
- ② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、参加せず、自宅で休養してください。
- ③ 活動時間は長野県および本校の部活動方針によるものとします。

(2) 班室の利用について

- ① 滞在する際は換気を行い、締め切った状態にならないよう留意してください。
- ② 更衣および班活動の準備のための使用に限定します。
- ③ 新入班員の更衣については、各顧問の指示に従ってください。

(3) 活動前に留意すること

- ① 活動前後に手洗いを行ってください。
- ② 集合やミーティングでは、近距離での対面による大声での会話を避け、間隔をあけるなど工夫をします。

(4) 班活動中に留意すること

- ① 用具や物品の共用はできる限り避けてください。飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしないでください。
- ② 体育館、柔剣道場、音楽室、教室等の屋内で活動する際は、換気に留意します。
- ③ 近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については換気に留意して実施します。
- ④ 飲食を伴う活動は衛生管理を徹底し、換気や活動前後の手洗いを心がけてください。また近距離での対面による大声での会話は避けてください。

(5) 感染者が確認された場合

- ① 感染が確認された生徒は、出席停止期間は活動に参加しないでください。